

—落氷雪等を原因として 道路の管理瑕疵が 認められた事例について—

国土交通省 北海道開発局建設部 建設行政課企画係長
渡部 修也

1 はじめに

季節の移り変わりは早いもので、今年も冬がやって来ました。この時期、天気予報で、「今年一番の寒波です。水道凍結に注意してください。」「冬将軍到来です。」とアナウンスされると溜息が出るのは私だけではないはず。冬将軍の命名の由来は、ナポレオンのモスクワ遠征を失敗へと追い込んだ、「ロシアの寒さ」のようですが、北海道は「冬将軍」を連れて風に乗って南下してくる流氷の時期と共に冬まつりの本番を迎えます。

積雪寒冷地域に住む私たちは、毎年この時期に凍結路面と道路脇に高く積み上げられる雪に視界を遮られて最悪の道路コンディションの中に置かれます。冬道は特に十分な注意を払っていても、周囲の状況で万人が事故に巻き込まれる可能性が特段に高まります。冬型の車両の事故としてはスリップ事故、視界不良時の事故、わだち事故等が代表ですが、北海道警察の調査では特に北海道の正面衝突による死亡事故の割合は全国の2倍強で、5割以上がスリップ事故のようです。しかし、事故の中には車両が関係する事故以外にも冬道で歩行者等が犠牲になるいたましい事故も多数あります。そこで今回は落氷雪等を原因として道路の管理瑕疵の判断を示した判例をご紹介します。

2 判例紹介

歩道を通行中に、家屋の屋根上の雪が歩行者の頭上に落下して埋没し、窒息により死亡した事故
〔昭和51年8月23日札幌高等裁判所〕

(一) 事件の概要

婦人が子供を連れて一般国道40号の歩道を通行中、国道に面して平行に建てられていた店舗兼住宅の屋根から、屋根に設置されていた雪止めの鉄線が切れて雪塊が頭上に落下し、2人が埋没した。子供は無傷であったが、数時間後発見された婦人は既に窒息死していた。事故現場の歩道は幅3.4mであるが歩車道境界に除雪された雪が高さ約2m、幅約4.8mに積み上げられて雪堤をなしており、歩行可能な歩道は幅約2mだった。

第一審の旭川地方裁判所では道路管理者(被告)及び建物の所有者兼占有者であるA(被告)は有責とされ、控訴したが棄却された。

〔有責(過失相殺なし)〕

なお、以下では道路管理者に対する責任についてのみ示すこととします。

(二) 判断の前提となった事実

- ① 雪堤の存在で、歩道上の歩行路が本件建物の軒下に近いところを避けることが出来なかったこと。
- ② 雪堤の存在が、落雪の拡散を妨げ、かつ事故現場に対する周囲からの視界を遮断し、救出を困難にしたこと。
- ③ 適時・適切な除排雪の実施について。

④ 沿道の住民への指導の有無について。

(三) 判決要旨

- ① もし、雪堤が無かったとすれば、歩道上の歩行路は、当然に危険な建物軒下に近いところを避けて、もっと車道寄りの安全な場所に出ることになったものと考えられる。そしてそのような安全な場所に歩行路が出来ていたとすれば、たとえ建物の屋根から落雪が不意にあったとしても、通行人が死亡するような事故にはならなかったものと思われる。それゆえ、このような意味において雪堤の存在は、通行人の死亡と因果関係があったものと言わなければならない。
- ② 雪堤の存在は、落雪の拡散を妨げ、かつ事故現場に対する国道上又はその付近の他の場所からの視界を遮断し、そのために通行人が事故に遭ったのを人に発見され、救出されるのを困難ならしめたという意味において、通行人の死亡と因果関係があったものと言わざるを得ない。
- ③ 交通量その他の交通状況や積雪量だけではなく、沿道に存在する建物その他の状況をも考慮に入れて、国道上のそれぞれの場所の具体的な状況に応じて、適時に適切な除排雪等を実施しなければならなかったものというべきである。
- ④ 落雪要注意建物の前の歩道の通行人の安全を確保するために、万一の場合に備えて特別の配慮をしなければならないことには変わりはないのであるから、すべからず道路法第44条（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）第1項に則って、建物の存する区域を「沿道地域」として指定したうえ、同条第4項により、建物の管理者たる控訴人Aに対して落雪を防止するに足りるだけの雪止めを設けること、もしくはその他の適切な措置を講ずるべきことを命じ、もって建物の屋根から万一にも国道歩道上に落雪して本件のような事故を引き起こすことがないようにしておかなければならなかったものというべきである。

3 解説

今回の判決は、「公の営造物」にあたらぬ私

有地の建物の屋根から落ちた落氷雪に関して、適時に適切な除排雪等を実施していなかったこと及び沿道の建物を管理する住民等に対する雪止めに関する適切な指導がなかったこと等が、歩道たる道路として通常有すべき安全性を確保するためになすべき処置を怠っていたとして国家賠償法第2条第1項の責任を認定されたものです。道内では真冬になれば毎日のように雪が降り、限られた予算内で効率的に除排雪を行っても、沿道地先からの雪出しが繰り返されるなど、ある意味で地域特性として黙認されてきた感が否めませんが、交通の流れを明らかに妨げるなど著しくマナーを欠いている住民等には、丁寧で分かりやすい指導をすることが重要になります。

なお、沿道住民への指導という観点では、宮城県盛土崩落事故損害賠償請求事件（平成16年1月30日最高裁上告棄却、平成13年12月25日仙台高裁）では、私有地の盛土の崩落が原告らの家屋を倒壊させたことにつき、道路管理者が盛土所有者に対して崩落防止施設の設置を要請すべきだったこと、要請に応じない場合には施設の設置を検討すべきであり、盛土の現状を前提として道路の管理を考えなければならぬと判示しています。

4 むすび

現在では、無落雪技術が普及し、屋根からの落氷雪事故で歩行者がけがを負うような事故の発生はほとんど聞かないものの、住宅や商業ビル及び看板類等には低い目線で見ては気付かないような巨大な氷柱が下がっていることがあります。偶然の事故でも適切に道路管理を行っていなかったと認定されれば必然性のあった事故と見られます。

冬は全道各地で橋梁からの落氷雪による車両の損傷事故や、雪の重さで立木が倒れ車両に接触したり、街路樹の枝が折れて車両を直撃する事故等が毎年発生しており、死亡・負傷事故の発生も懸念されます。見過ごされそうな事故も事実の積み重ねが経験則となっていきます。再発防止策を考えていくのも道路を維持・管理する者の責務であり、今回紹介した事故も絶対に風化させてはいけません。